平成２２年（フ）第３８０号
香川県高松市上天神町142番地　西中方、住民票上の住所香川県高松市上天神町115番地５
債務者　安田　慎吾
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５２１号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷649番地３
債務者　川田　淳子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３２号
長崎県長崎市深堀町１丁目74番地20　山口アパート205、旧住所長崎県長崎市香焼町232番地３
債務者　寺田　定次
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
長崎県長崎市滑石２丁目16番９号
債務者　日高三智子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
長崎県長崎市田上１丁目７番７号　岩下アパート
債務者　竹山　敏夫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷1818番地
債務者　岩下しのぶ
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２９１号
愛知県豊橋市下地町字神田33番地　303
債務者　住田　高明
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２９２号
愛知県蒲郡市松原町５番５、住民票上の住所愛知県額田郡幸田町大字菱池字欠間34番地12
債務者　橋本　佳明
1　決定年月日時　平成22年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４６３号
沖縄県浦添市伊祖３丁目２番６―203号　屋城荘
債務者　叶　　和子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４７０号
沖縄県浦添市仲間２丁目45番11―103号メゾンりょう
債務者　島袋　綾子
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１２１０号
千葉県浦安市富士見３丁目24番１―106号　ルイシャトレ舞浜
債務者　石川　勝司
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６５号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目９番17号　ロイヤルパレス202号
債務者　吉野　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３０４号
千葉県八千代市大和田新田1054番地84
債務者　伊藤　正浩
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３３０号
千葉県船橋市丸山５丁目５番９号　産経新聞専売所内
債務者　須山　丈仁
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３８０号
千葉市若葉区若松町951番地20　パティオス若葉302号
債務者　由良　信夫
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３９５号
千葉県習志野市谷津３丁目１番31―1207号
債務者　近藤　和恵
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０７号
千葉県八千代市大和田新田468番地１　フラージュ八千代1110号室
債務者　中澤　　智
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係